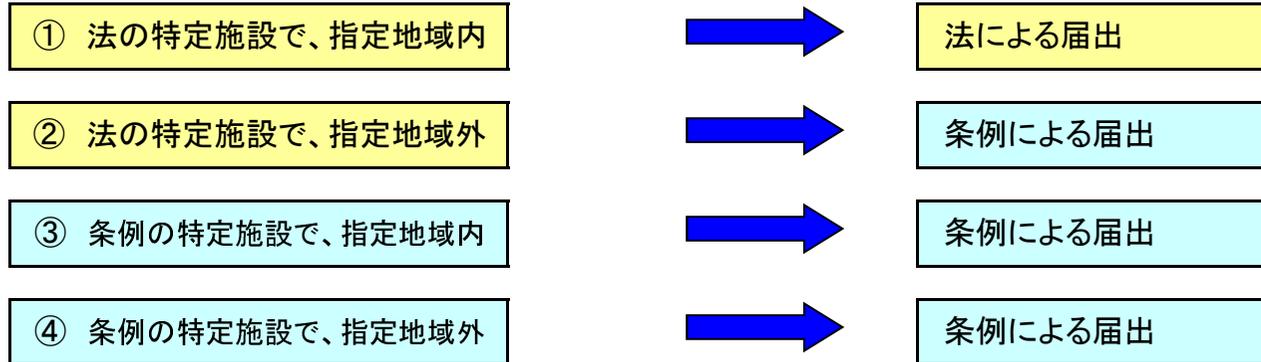


特定施設の届出について

- 法律による届出と条例による届出の2種類がある
- 特定施設の種類と指定地域内か指定地域外かにより、異なる

特定施設があれば、法律か条例かのいずれかの届出が必要になる。



※ **指定地域とは**…下表の第1種区域～第4種区域までとなり、工業専用地域及び市街化調整地域を含みません。
園部・および八木のうち、都市計画法に基づく用途地域が該当する

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

届出窓口は、市町村

届出……(提出部数 2部)

特定施設設置工事開始日の30日前までに届出が必要

特定施設設置(使用)届出書

- ・ 氏名又は名称
- ・ 住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称、所在地
- ・ 特定施設の種類ごとの数
- ・ 騒音・振動の防止方法
- ・ その他環境省令で定める事項

(添付資料)

- ・ 施設の場所のわかる図面
- ・ 設備の設置場所のわかる図面
- ・ 設置する設備のカタログ等内容の分かるもの